

第155期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2019年6月25日(火曜日)
午前10時(受付開始午前9時)

開催場所 東京都品川区大崎二丁目5番35号
当社大崎会館

目次

| | |
|---------------------|----|
| ■ 株主総会招集ご通知 | 02 |
| ■ 株主総会参考書類 | 05 |
| ■ 第1号議案 剰余金の処分の件 | |
| ■ 第2号議案 定款一部変更の件 | |
| ■ 第3号議案 取締役9名選任の件 | |
| ■ 第4号議案 補欠監査役1名選任の件 | |
| ■ 事業報告 | 13 |
| ■ 連結計算書類 | 33 |
| ■ 計算書類 | 36 |
| ■ 監査報告書 | 38 |

株主のみなさまへ

「人と技術のQuality」を高めて、 社会インフラの未来と産業の進化を支える

当社は1897年の創業以来、ものづくりメーカーとして様々な技術や製品・サービスを創出し、社会の持続的な発展に貢献してきました。2017年には創業120周年を迎え、多くのお客様から信頼されご愛顧いただいたことにあらためて感謝申し上げます。

また、2017年には「より豊かな未来をひらく」「お客様の安心と喜びのために」という企業理念のもと、当社グループの新企業スローガンとして「Quality connecting the next」を制定しました。「人と技術のQuality」を高めて、社会インフラの未来と産業の進化を支え、人々の明日の暮らしをよりよくすることにつなげていきたいという想いを込めています。

そして昨年、飛躍に向けた力強いステップとして、「中期経営計画2020」を策定しました。「成長事業」「収益基盤事業」「新たな成長事業」の3つの事業領域で、設備・人材・研究開発・パートナーシップ強化などの投資や施策を推進し、更に成長発展する企業を目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、なにとぞよろしくご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2019年6月

取締役社長

三井田 健



企業理念

企業使命

より豊かな未来をひらく

私たちは、より豊かで住みよい未来社会の実現に貢献するため、新しい技術と価値の創造にチャレンジし続けます。

提供価値

お客様の安心と喜びのために

私たちは、お客様の安心と喜びのために、環境への配慮と丁寧なサポートを徹底します。

そして、品質の高い製品・サービスを通じて、お客様の課題解決や夢の実現をお手伝いします。

株主各位

第155期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下記のとおり当社第155期定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、下記のご案内に従って議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月25日（火曜日）午前10時

2. 場 所 東京都品川区大崎二丁目5番35号 当社大崎会館

3. 会議の目的事項

- 報告事項
- 第155期（自2018年4月1日
至2019年3月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容
並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第155期（自2018年4月1日
至2019年3月31日）計算書類の内容報告の件

- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役9名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 議決権行使についてのご案内



(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**2019年6月24日（月曜日）午後5時15分まで**に到着するようにご返送ください。



(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、**3頁～4頁の【インターネット等による議決権行使のご案内】をご高覧のうえ、2019年6月24日（月曜日）午後5時15分まで**に行ってください。

以 上

- 当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表は、法令及び定款第17条の規定に基づき、当社ホームページ(https://www.meidensha.co.jp/ir/ir_06/)に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知には掲載しておりません。なお、本株主総会招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正すべき事情が生じた場合には、当社ホームページ(https://www.meidensha.co.jp/ir/ir_06/)に掲載いたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使期限

2019年6月24日(月曜日)
午後5時15分まで



インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。

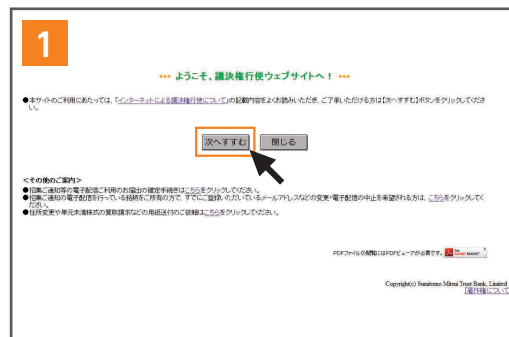
議決権行使ウェブサイトアドレス

ウェブ行使
<https://www.web54.net>

アクセス手順

議決権行使ウェブサイトへアクセス

ウェブ行使
<https://www.web54.net>
[次へすすむ]をクリック



インターネットにより議決権を行使される場合のお手続について

- 1 インターネットによる議決権行使は、以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによりのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。
【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>
- 2 インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
- 3 インターネットによる議決権行使は、2019年6月24日(月曜日)午後5時15分まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行ってくださいますようお願い申し上げます。
- 4 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 5 インターネットによって複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

議決権行使コードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「**議決権行使コード**」を **A** に入力し、「**ログイン**」をクリック

パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「**パスワード**」を **B** に入力し、「**次へ**」をクリック

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

- 6 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関するご不明点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社

証券代行ウェブサポート専用ダイヤル 0120-652-031 (午前9時～午後9時)

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人様を含みます。)につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合併会社である株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしましたうえで、第155期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金25円 総額1,134,287,500円

なお、当社は2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。これを踏まえて換算した中間配当金（1株につき金20円）を含め、第155期の配当金の総額は、1株につき金45円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

コーポレートガバナンスの一層の強化の観点から、以下3点につき変更するものです。

- (1) 重要な経営意思決定と業務執行における意思決定との分離・明確化と機動的な業務執行を更に推進していくための体制の整備として、取締役の員数を35名以内から15名以内に減員するものです。
- (2) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年以内から1年以内に短縮するものです。
- (3) 経営体制の透明化と説明責任の明確化を図ることを目的に、相談役に関する規定を削除し、以下の条数を繰り上げるものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を表示しております。)

| 現行定款 | 変更案 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第18条（取締役の員数） 当社に取締役<u>35名以内</u>を置く。</p> | <p>第18条（取締役の員数） 当社に取締役<u>15名以内</u>を置く。</p> |
| <p>第19条（条文省略）</p> | <p>第19条（現行どおり）</p> |
| <p>第20条（任期） 取締役の任期は、選任後<u>2年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> | <p>第20条（任期） 取締役の任期は、選任後<u>1年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> |
| <p>第21条～第25条（条文省略）</p> | <p>第21条～第25条（現行どおり）</p> |
| <p>第26条（相談役） 取締役会は、<u>その決議をもって相談役を置くことができる。</u></p> | <p>（削除）</p> |
| <p>第27条～第41条（条文省略）</p> | <p>第26条～第40条（現行どおり）</p> |

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。
つきましては、取締役9名の選任を願いたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1



再任

はまさき ゆうじ
浜崎 祐司

生年月日 1952年2月4日（満67歳）
所有する当社株式の数 12,600株
取締役会出席状況 100%（13回/13回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2004.6 住友電気工業株式会社 執行役員
2005.6 同社 常務執行役員
2006.6 同社 常務取締役
2010.4 当社 専務執行役員
2010.6 当社 取締役
2011.4 当社 取締役副社長
2013.6 当社 取締役社長
2018.6 当社 取締役会長 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

2013年から取締役社長として、2018年から取締役会長として当社グループの経営全般を統括しており、経営に関する豊富な経験と実績を有し、取締役会議長として、当社グループの適切なリスクテイクのため、取締役会の監督機能の強化に努めております。

上記の経験・実績を取締役に反映させることにより、当社グループ全体のコーポレートガバナンスの更なる強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

2



再任

みいだ たけし
三井田 健

生年月日 1955年8月16日（満63歳）
所有する当社株式の数 7,100株
取締役会出席状況 100%（13回/13回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1978.4 当社 入社
2008.4 執行役員 経営企画グループ長 兼
経営企画部長
2011.4 常務執行役員 経営企画グループ長 兼
経営企画部長
2012.4 専務執行役員 経営企画グループ長
2012.6 取締役
2015.4 取締役副社長
2018.6 取締役社長 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

当社グループ全体の経営計画立案とその実行に携わり、2018年から取締役社長として当社グループの経営全般及び「中期経営計画2020」を統括しております。

上記の経験・実績に基づき、「中期経営計画2020」の推進役として経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

候補者
番号 **3****再任**くらもと まさみち
倉元 政道生年月日 1955年9月11日（満63歳）
所有する当社株式の数 7,900株
取締役会出席状況 100%（13回/13回）**略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況**

1980.4 当社 入社
 2013.4 執行役員 研究開発本部長
 2014.4 常務執行役員 研究開発本部長
 2015.4 専務執行役員 研究開発本部長
 2015.6 取締役
 2018.4 取締役副社長 現在に至る
 <担当> E V事業、CSR・環境

取締役候補者とした理由

研究開発部門の技術者としての豊富な経験・実績をもとに、社業全般、環境に関する取組み及び「中期経営計画2020」における成長事業のひとつである自動車関連事業の事業規模拡大に取り組んでおります。

上記の経験・実績に基づき経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

候補者
番号 **4****新任**もり しょうすけ
森 省輔生年月日 1959年5月22日（満60歳）
所有する当社株式の数 なし
取締役会出席状況 ー**略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況**

2011.4 株式会社三井住友銀行 執行役員 本店営業第一部長
 2013.4 同行 執行役員 国際統括部長
 2014.4 同行 常務執行役員 国際統括部長
 2015.4 同行 常務執行役員 アジア・大洋州本部長
 2017.4 同行 専務執行役員 国際部門副責任役員
 2018.4 同行 専務執行役員 コーポレート・アドバイザリー本部長
 2019.4 当社 執行役員副社長 現在に至る
 <担当> 経営企画、リスクマネジメント

取締役候補者とした理由

金融機関における経営企画部門、国際統括部門及び海外駐在等の経験から、企業における戦略の立案、会社経営、海外事業に関する幅広い経験・見識を有しております。

当社取締役会においては、新規事業、事業提携及び海外事業等に関する多面的な検討や適切なリスクテイクへの寄与、また、取締役会における多様性の側面からも当社の更なるコーポレートガバナンス強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

候補者
番号 **5**



再任

おおはし
大橋 のぶとし
延年

生年月日 1956年11月2日（満62歳）
所有する当社株式の数 9,100株
取締役会出席状況 100%（10回/10回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1979.4 当社 入社
2013.4 執行役員 人事・総務グループ長 兼
人事企画部長
2015.4 常務執行役員
人事・総務グループ長 現在に至る
2018.4 専務執行役員 現在に至る
2018.6 取締役 現在に至る
＜担当＞ 人事・総務、発電事業、コンプライアンス、
危機管理

■ 取締役候補者とした理由

人事・総務関連業務の経験に基づき、近年は人事・総務部門の統括者としてコーポレートガバナンス向上に寄与し、2018年からは働き方改革の実行計画「スマートワーク2020」の推進に取り組んでおります。

上記の経験・実績に基づき、当社グループ全体の人財活用及び更なるコーポレートガバナンス向上の取組みの推進役として経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

候補者
番号 **6**



再任

たけかわ
竹川 のりお
徳雄

生年月日 1958年12月18日（満60歳）
所有する当社株式の数 4,900株
取締役会出席状況 100%（10回/10回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1981.4 当社 入社
2015.4 執行役員 プラント建設本部長
2017.4 常務執行役員 生産統括本部長
2018.4 専務執行役員 現在に至る
2018.6 取締役 現在に至る
＜担当＞ 生産全般及び安全、資材、情報システム、
ICT事業

■ 取締役候補者とした理由

工事部門の技術者として豊富な現場経験を有し、その経験を当社生産・品質管理体制の向上に活かし、現在は生産の視点からの働き方改革として生産プロセス改革や合理化設備の投資に取り組んでおります。

上記の多様な経験・実績に基づく視野・視点やバランス感覚をもって経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

候補者
番号 **7**

再任

た ま き
玉木 のぶあき
伸明生年月日 1960年3月25日（満59歳）
所有する当社株式の数 2,400株
取締役会出席状況 100%（10回/10回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

1982.4 当社 入社
 2015.4 変電事業部長
 2016.4 執行役員
 2017.4 常務執行役員
 2018.4 専務執行役員 現在に至る
 2018.6 取締役 現在に至る
 <担当> 技術全般、海外事業、変電事業、電鉄事業、事業開発

■ 取締役候補者とした理由

当社のコア製品である変電製品の技術者、また、海外関係会社の経営トップの経験をもとに、「中期経営計画2020」における成長事業のひとつである海外事業の事業規模拡大に取り組んでおります。

上記の技術者としての視点・グローバルな視点をもって経営に携わることにより、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

候補者
番号 **8**

再任

社外

た け な か
竹中 ひろゆき
裕之生年月日 1947年4月30日（満72歳）
所有する当社株式の数 なし
取締役会出席状況 100%（13回/13回）

略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

2001.6 住友電気工業株式会社 取締役
 2003.6 同社 執行役員
 2004.6 同社 常務取締役
 2007.6 同社 専務取締役 兼
 電線・機材・エネルギー事業本部長 兼
 生産技術本部副本部長
 2008.6 同社 専務取締役 兼
 電線・機材・エネルギー事業本部長
 2010.5 同社 専務取締役
 2010.6 同社 副社長
 2013.6 当社 取締役 現在に至る
 <重要な兼職の状況>
 住電日立ケーブル株式会社 取締役会長（社外取締役）

■ 社外取締役候補者とした理由

長年にわたる豊富な経営経験や幅広い見識から、当社グループのコーポレートガバナンス向上に寄与しております。引き続きこれらの経験・見識を当社の取締役会に反映することにより、当社の更なるコーポレートガバナンス強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

候補者
番号

9

再任

社外

やすい じゅんじ
安井 潤司

生年月日 1951年1月3日(満68歳)
所有する当社株式の数 なし
取締役会出席状況 100%(13回/13回)



略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況

| | | |
|--------|----------|-------------------------------------|
| 2004.4 | 日本電気株式会社 | 執行役員 兼 第三ソリューション営業事業本部長 |
| 2005.4 | 同社 | 執行役員 兼 第四ソリューション事業本部長 |
| 2008.4 | 同社 | 執行役員常務 |
| 2008.6 | 同社 | 取締役 執行役員常務 |
| 2010.4 | 同社 | 取締役 執行役員専務 |
| 2011.7 | 同社 | 取締役 執行役員専務 兼 チーフサプライチェーンオフィサー |
| 2012.4 | 同社 | 代表取締役 執行役員副社長 兼 チーフサプライチェーンオフィサー |
| 2016.4 | 同社 | 代表取締役 執行役員副社長 |
| 2016.6 | 当社 | 取締役 現在に至る |

■ 社外取締役候補者とした理由

長年にわたる豊富な経営経験や幅広い見識から、当社グループのコーポレートガバナンス向上に寄与しております。引き続きこれらの経験・見識を当社の取締役会に反映することにより、当社の更なるコーポレートガバナンス強化が期待されるため、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と会社との間にいずれも特別の利害関係はございません。
2. 竹中裕之及び安井潤司の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 竹中裕之及び安井潤司の両氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって竹中裕之氏が6年、安井潤司氏が3年となります。
4. 当社は、竹中裕之氏が2001年6月から2016年6月まで取締役を務めた住友電気工業株式会社及び安井潤司氏が2008年6月から2016年6月まで取締役を務めた日本電気株式会社と、それぞれ2018年度において当社連結売上高の1%未満の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれなく独立性は十分に確保されていると判断しております。
5. 竹中裕之及び安井潤司の両氏は、証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしているため両氏を独立役員として届け出ており、本議案において両氏が原案どおり選任された場合は、引き続き独立役員として指定する予定であります。
6. 竹中裕之氏が2001年6月から2016年6月まで取締役を務めた住友電気工業株式会社は、同氏が在任中の2012年1月19日に、自動車用ワイヤーハーネス関連製品の取引に関して、同委員会から課徴金納付命令を受けております。同取引に関し、2013年7月10日に、欧州委員会より欧州競争法に違反する行為があったとする決定を受け、2014年8月19日に、中国・国家発展改革委員会から中国独占禁止法に違反する行為があったとして行政処罰決定書を受領しております。また、2014年4月2日に、欧州市場における高圧・特別高圧電力ケーブルの取引に関し、欧州委員会から欧州競争法に違反する行為があったとする決定を受けております。
7. 安井潤司氏が2008年6月から2016年6月まで取締役を務めた日本電気株式会社は、同氏が在任中の2014年11月18日に消防救急デジタル無線機器の取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受け、調査に協力していましたが、2017年2月2日、同委員会から上記取引に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。また、2015年5月19日に東京電力株式会社との電力保安通信用機器の取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会による立入検査を受け、同委員会による調査に協力していましたが、調査は2016年7月に終了し、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象とはされませんでした。また、2016年2月16日に中部電力株式会社とのハイブリッド光通信装置及び伝送路用装置の取引に関して、公正取引委員会による立入検査を受け、2017年2月15日、同委員会から上記取引に関して独占禁止法に違反する行為があったとして、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けております。
8. 当社は、竹中裕之及び安井潤司の両氏と、損害賠償責任の限度額が700万円又は法令が定める額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しており、本総会において両氏が原案どおり選任された場合は、同契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任を願いたいと存じます。
 本議案は、現社外監査役の秦喜秋氏、縄田満児氏の2名の補欠として選任をお願いするものであり、監査役として就任した場合、その任期は前任者の残存期間とします。
 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。
 補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



再任

よしだ よしお
吉田 良夫

生年月日 1958年7月24日（満60歳）
 所有する当社株式の数 なし

略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況

- 1998.4 弁護士登録
山田幸法律事務所
（現：あ・うん法律事務所） 入所
- 1999.4 鳥飼総合法律事務所 入所
- 2005.1 同所 パートナー
- 2006.3 公益財団法人就職支援財団 理事
現在に至る
- 2006.10 株式会社スヴェンソン 社外監査役
- 2011.12 マガシーク株式会社 社外監査役
- 2018.3 株式会社スヴェンソンホールディングス
社外監査役 現在に至る
- 2018.4 吉田総合法律事務所 創設代表弁護士
現在に至る

■ 補欠監査役候補者とした理由

弁護士として法務に精通しており、高い見識と豊富な経験を当社の監査に反映していただくべく、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と会社との間には特別の利害関係はございません。
 2. 吉田良夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 当社は、同氏が監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低限度額のいずれか高い額といたします。
 4. 同氏は、証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、監査役に就任した場合は、独立役員として指定する予定であります。

以上

事業報告 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、外需の勢いが弱まったものの、内需が堅調であったこと、設備投資が増加したことにより、景気は緩やかに回復しました。一方、世界経済は、米中貿易摩擦や中国、欧州などにおける景気減速感が強まっており、先行きに不透明感はあるものの、米国では景気の回復が着実に続いており、全体としては緩やかに回復しました。

このような中、当社グループは当年度からスタートした「中期経営計画2020」の施策を着実に進め、また当社グループの持続的な成長の根幹となるESGへの取組みを強化することで、更なる企業価値の拡大を目指してまいりました。

その結果、当社グループの連結業績は、売上高が前期比1.3%増の2,450億3千3百万円となりました。

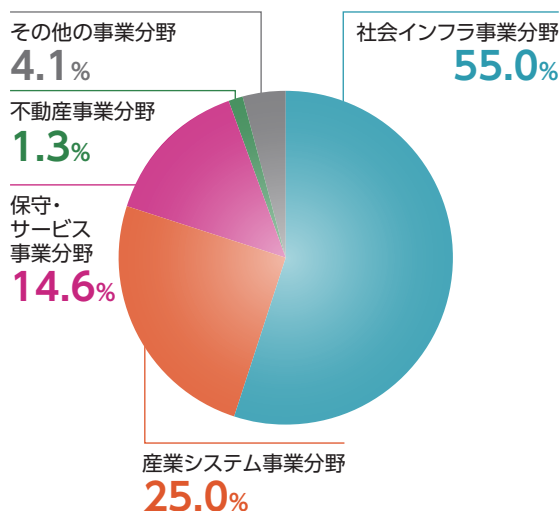
損益につきましては、営業利益は前期比9.2%減の103億3千6百万円、経常利益は前期比1.4%増の101億2千8百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比8.5%増の76億5千3百万円となりました。

各事業分野別の状況は次のとおりであります。なお、売上高につきましては、セグメント間の取引を含んでおります。

当期の連結業績

| | |
|-------------------------|-----------------------------|
| 受注高 | 240,310 百万円 (前期比 12.2%減) |
| 売上高 | 245,033 百万円 (前期比 1.3%増) |
| 営業利益 | 10,336 百万円 (前期比 9.2%減) |
| 親会社株主に 帰属する 当期純利益 | 7,653 百万円 (前期比 8.5%増) |

(ご参考) 売上高構成比



(注) 売上高比率は外部顧客に対する売上高から算出しており、セグメント間の取引を含んでおりません。

事業分野別の状況



社会インフラ事業分野

売上高は前期比6.5%減の1,375億3千2百万円、営業利益は41億8千7百万円悪化の1億7百万円の損失となりました。

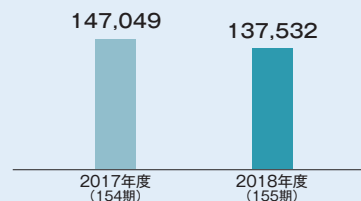
電力・社会システム事業は、売上納期の期ずれや、海外プロジェクト案件の原価悪化及び低採算案件の影響等により、前期比で減収減益となりました。

電鉄システム事業は、海外大型案件の端境期の影響により、前期比で減収減益となりました。

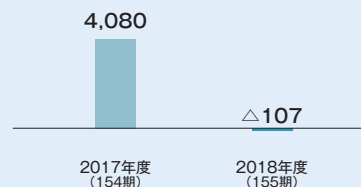
水インフラシステム事業は、地方の財政難による予算の削減や人口減少等による需要縮小に加え、工期延期の影響等により、前期比で減収減益となりました。

(単位：百万円)

売上高



営業利益



産業システム事業分野

売上高は前期比16.2%増の651億円、営業利益は前期比28.2%増の56億2千2百万円となりました。

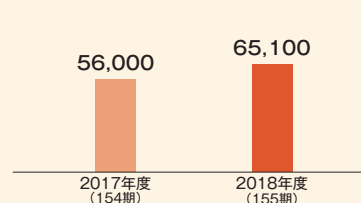
電動力量事業は、堅調に推移しており、特にPHEV・EV用モータ・インバータの好調な売上により、前期比で増収増益となりました。

電子機器事業は、半導体市場の調整局面により、半導体製造装置用部品が低調となり、前期比で減収減益となりました。

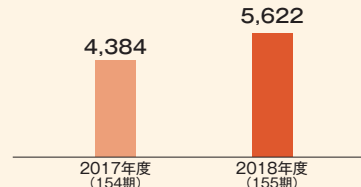
動力計測システム事業は、自動車メーカーの試験設備向け投資が順調に推移し、受注も回復基調にあり、売上高は前期比で若干の減収となったものの、営業利益は増益となりました。

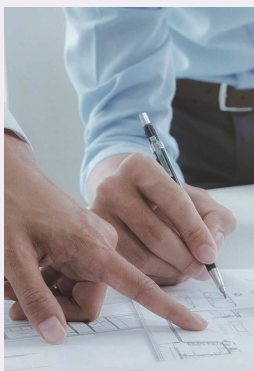
(単位：百万円)

売上高



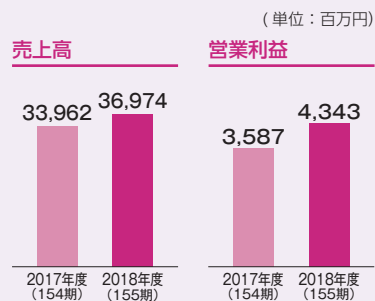
営業利益





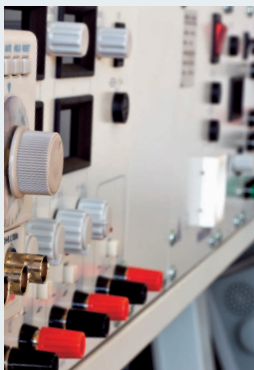
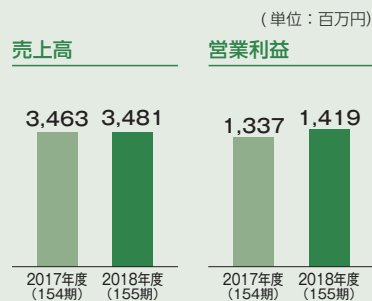
保守・サービス事業分野

電気設備の保守・点検・維持・運転管理までを一括して請け負うワンストップサービスの取組みと、民間工場・施設のウォークスルー活動を通じた設備の診断・提案活動を積極的に展開し、売上高は前期比8.9%増の369億7千4百万円、営業利益は21.1%増の43億4千3百万円となりました。



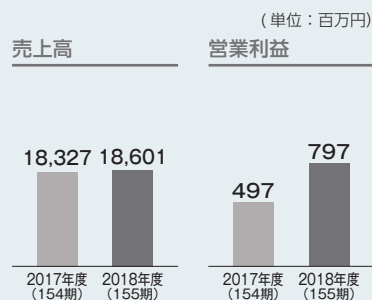
不動産事業分野

業務・商業ビルThinkPark Tower（東京都品川区大崎）を中心とする保有不動産の賃貸事業を行っており、売上高は前期同水準の34億8千1百万円、営業利益は前期比6.2%増の14億1千9百万円となりました。



その他の事業分野

電気化学計測機器や電気絶縁材料の製造・販売、従業員の福利厚生サービス、物品販売など、報告セグメントに含まれない事業につきましては、売上高は前期比1.5%増の186億1百万円、営業利益は60.4%増の7億9千7百万円となりました。



(2) 研究開発の状況

「中期経営計画2020」の1年目として環境規制強化や車の電動化・デジタル化、IoT・AIの技術発展に対応した新製品・システムの創出に注力しました。主な取組みは次のとおりです。

【環境規制への対応】

世界的な環境対策の強化を背景に、北米・ASEANを中心とする海外各国の電力会社の仕様に適応した製品開発に注力しました。従来絶縁ガスとして用いていたSF6ガスの代わりに高圧乾燥空気を使用した145kVエコタンク型真空遮断器の開発がその一例です。また、再生可能エネルギー分野においても、変換効率が国内最高レベルの太陽光発電用PCS(SP1000-500)を新たに開発し、初号機を納入しました。

【車の電動化への対応】

EV関連事業では、EV駆動システムの小型・軽量化を実現するため、モータ・インバータを一体とした機電一体型駆動ユニットを開発しました。現在、ギアも一体とした三位一体型ユニットも開発中で、更なる小型・軽量化を目指します。インバータにおいてはパワー半導体に炭化ケイ素(SiC)を採用し、パワーデバイスと周辺部品の冷却技術を向上させ、更なる高効率化、小型化を目指して開発に取り組んでおります。

動力計測システム事業では「電動式高トルク加振トランスミッション試験装置」を開発しました。これは、極低慣性ダイナモメータ(PMDY)を使用することにより、試験時における約60%の省エネルギー化と世界トップクラスの性能を実現したもので、資源エネルギー庁長官賞を受賞しました。

【IoT・AI等デジタル技術の強化】

新たなサービスを提供すべく、IoT・AI等のデジタル技術の強化に注力しました。水インフラシステム事業では、下水処理施設に配置する技術者の技術継承対策として、AIによる運転操作の自動化・省力化技術を開発しております。AIの活用により、熟練技術者と同様の状況判断を行うことが可能となります。本技術は、株式会社NJS、広島市と共同で、国土交通省の2018年度下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)で採択され、実機場での適用に向けて調査を進めています。また電動力関連では、当社が保有する画像計測技術を応用した、ビジュアルロブテスタについては、素線破断検出などの高機能化を行いました。

【新規事業への取組み】

新規事業への取組みとして、OER(Ozone-Ethylene Radical generation technology)プロセス技術を用いた常温で酸化膜を作る技術を確立しました。半導体やディスプレイなどの幅広い成膜分野へ貢献が期待でき、今後ピエゾソングジェネレータを組み込んだOER成膜プロセス装置を開発し拡販していく予定です。この他にも、米国シリコンバレーオフィスを活用したスタートアップ企業との協業などオープンイノベーションを推進しております。また社内においては、新規事業アイデアを公募し、将来のビジネスに育てる活動を行っております。

【全社共通基盤技術】

基盤技術においては、製品の品質向上、開発のスピードアップを図るため、モデルベース開発手法の導入を推進しております。特にモータに関しては音振動解析技術、形状最適化技術などの新技術を取り入れ、解析・設計の高度化を進めました。その他、製品に用いる半導体部品や材料(金属、炭素繊維強化プラスチック(CFRP)など)の評価技術開発も行い、製品の信頼性向上に向けた取組みを行いました。

これらを中心に研究開発活動を推進し、研究開発費用の総額は、94億5千8百万円となりました。

(3) 設備投資の状況

成長拡大のための生産設備や生産性向上、業務効率化のための情報処理設備を中心に、積極的な設備投資を推進しており、当年度の投資総額は、78億9千5百万円となりました。

海外電力事業では、MEIDEN SINGAPORE PTE. LTD.において、変圧器の部材加工や組立工程合理化の設備投資を行いました。

情報処理関連では、生産プロセスの最適化を図るための生産管理システムの高度化や、業務効率化のためのRPA(業務自動化システム)の導入等を行いました。

EV事業では、沼津、名古屋、甲府の3事業所に合計で約70億円のEV用部品量産設備の増強に着工いたしました。今後もEV市場の拡大に合わせて更なる設備投資を検討してまいります。

「中期経営計画2020」においては、過去最大規模の設備投資総額を計画しており、減価償却費や資金需要も増加しますが、着実に投資効果を出すことで、事業規模の拡大やROIC(投下資本利益率)等の財務指標の改善を目指してまいります。

(4) 対処すべき課題

① 中期経営計画2020

■ 基本方針

当社グループは、「中期経営計画2020」（2018～2020年度）において、更なる飛躍に向けた『力強いステップ』を踏むフェーズとして、『成長事業』『収益基盤事業』『新たな成長事業』の3つの事業領域で、設備・人財・研究開発・パートナーシップ強化などの投資や施策を推進しております。

これらの投資や施策により、事業を拡大させていくとともに、営業利益率やROE（自己資本利益率）、ROIC（投下資本利益率）等の財務指標の改善に取り組んでまいります。

ビジョン
ありたい姿

社会インフラの未来と
産業の進化を支え、
持続的に成長・発展する
重電メーカー

JUMP

次期以降
(2021～2024)

『質の高い』成長の実現

2020年度

Powerful
STEP

中期経営計画2020
(2018～2020)

大きな成長に向けた
設備や人財への投資

- ▶ 「力強いステップ」
 - 「成長に向けた投資」と「着実な業績拡大」の両立

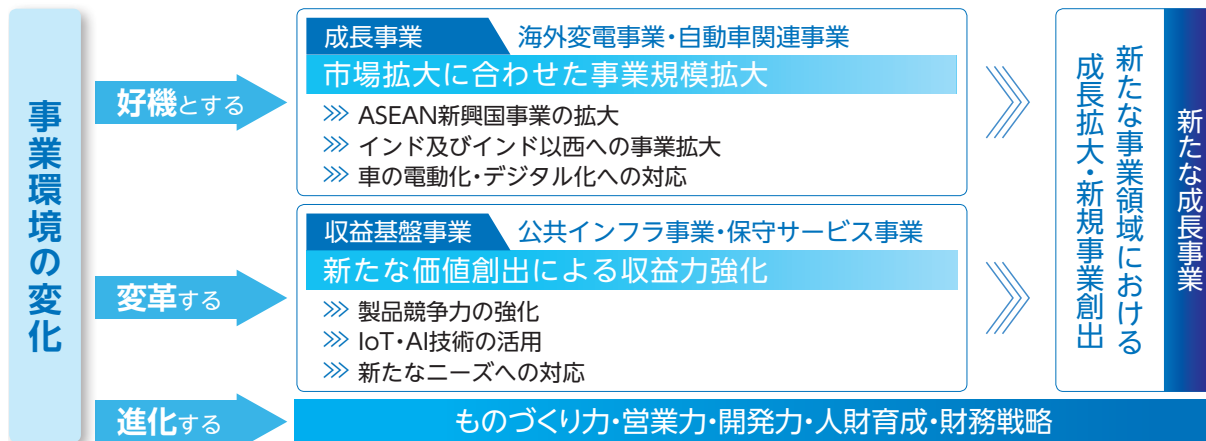
2017年度
HOP

V120
(2015～2017)

- ▶ 製品競争力の強化
- ▶ 収益力向上
- ▶ 成長領域の明確化

- ▶ 事業規模拡大
- ▶ 『質の高い』成長
 - 均衡のとれた事業構成
 - 利益率向上

②重点施策



i) 成長事業

アジア新興国を中心に市場拡大が見込まれる海外変電事業や、車の電動化・デジタル化の進展が著しい自動車関連事業を『成長事業』と位置付け、積極的にリソースを投入し、事業規模拡大を目指しています。



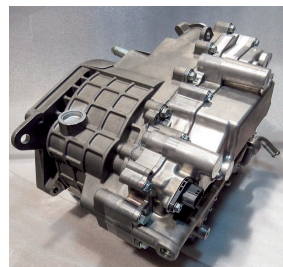
MRT (シンガポール)

海外変電事業のうち、海外電力分野では、東南アジア現地企業とのパートナーシップ進展による現地電力市場への参入を早期に実現させるために、更なる人財リソースを投入してまいります。また、インド変圧器製造会社Prime Meiden Ltd. (PML) を中心としたインド電力市場への進出、及び日本市場へのPML製品適用などの戦略を加速してまいります。

海外鉄道分野では、シンガポール南北線・東西線更新事業をはじめとする大型プロジェクト完遂に向けて、人財リソースを拡充し、プロジェクト管理を強化してまいります。

自動車関連事業のうち、EV事業では、新たな量産案件の受注獲得に向け、量産設備の増強に着手しました。更に、AIを用いたEV用モータの設計支援プログラムによる開発効率向上や、開発人財の拡充など、競争力強化に注力しております。

動力計測システム事業では、ドイツの自動車エンジニアリング会社FEVグループのFEVジャパンと業務提携いたしました。シミュレーション・解析技術の強化により、製品販売拡大及びエンジニアリングサービスの展開を目指してまいります。併せて、EV用モータ・インバータ事業との相乗効果を発揮してまいります。



EV-PHEV用インバーター型モータ

ii) 収益基盤事業

国内の水処理・公共インフラ事業、電力・再生エネルギー事業、保守・サービス事業などを『収益基盤事業』と位置付け、人口減少、自治体財政難に伴う設備延命化や省エネルギー化、インフラサービスの広域化、官民連携などが進む中で、ビジネスモデルの変革と生産性向上による収益力強化を図っています。

水処理・公共インフラ事業、電力・再生エネルギー事業では、部門横断の「インフラソリューションプロジェクト」を立ち上げ、電力会社や自治体に対し、エネルギー、水処理といった領域を横断したソリューション提案活動を推進しております。また、群馬東部地域の上水道包括事業をはじめとする官民連携事業（PPP）にも取り組んでおり、今後もパートナーシップを活用した新たなビジネスモデルの創出に注力してまいります。

国内製造業向け事業では、ライフサイクル・エンジニアリング強化のため、製品販売と保守・サービスが一体で活動する体制を構築いたしました。多数の国内拠点を有する保守・サービス事業の機動力を活かし、保守・サービスと老朽化設備の更新受注を拡大し、収益力向上を目指してまいります。



水力発電設備AVR点検

iii) 新たな成長事業

セラミック平膜事業や半導体関連事業など『新たな成長事業』において、新しい市場開拓や新製品開発を進めています。

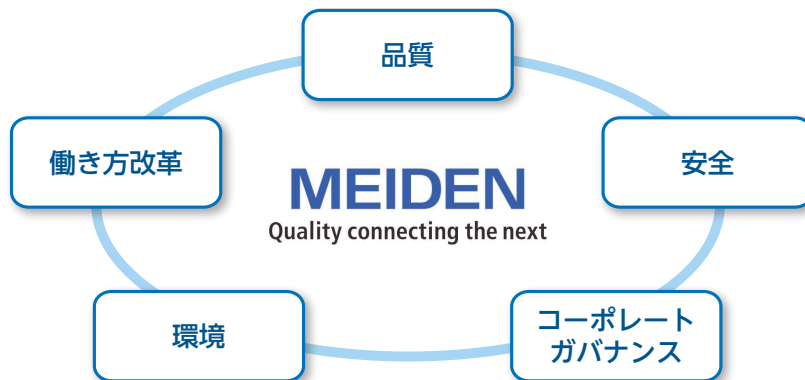


真空コンデンサ

セラミック平膜事業では、シーメンス社の新しい水処理システム向けに初受注いたしました（石油化学メーカ製造工程排水処理用）。今後も、受注拡大に向け、製品の用途開発を進めてまいります。

半導体関連事業では、半導体の微細化やメモリの多積層化に対応した真空コンデンサの高電圧化や静電容量増加を図るとともに、次世代通信規格に対応した可変真空コンデンサなどの新製品の投入を進めてまいります。更に、X線検査装置の小型・軽量化が可能となるカーボンナノ系冷陰極X線管の製品化など、新たな成長につながる事業の創出に努めております。

iv) 事業活動基盤のQuality向上



当社グループは、企業スローガン「Quality connecting the next」に込めた想いを実現してまいります。製品・システム・サービスの継続的な品質向上に加え、労働災害の撲滅やコーポレートガバナンス強化、温室効果ガス排出量削減、更に従業員の働き方改革など、事業活動基盤のQuality向上に積極的に取り組んでいます。

【品質】

量産製品における画像処理技術を活用した検査工程の自動化や、IoT・AIを用いたスマート工場化や設計自動化などにより、生産性向上と品質向上を実現してまいります。また、海外EPC案件では、事前のリスク抽出の仕組み構築など、管理体制の強化に注力しております。

【安全】

労働災害撲滅に向けた安全体感教育にも力を入れております。感電などを実際に体感することのできる装置や、高所作業における危険性を体感できるVRコンテンツなどによる安全意識の向上を図っております。

【コーポレートガバナンス】

任意の指名・報酬委員会の設置や、経営課題や戦略をテーマとした意見交換会の実施等による社外取締役・社外監査役の有用な活動を通じ、更なる取締役会の実効性向上、及び適切かつ透明性のある情報開示に努めてまいります。

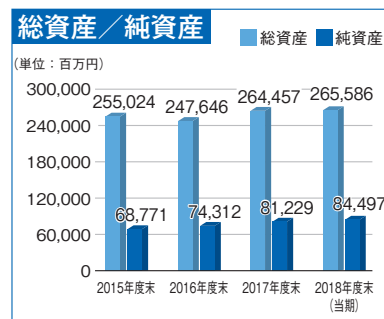
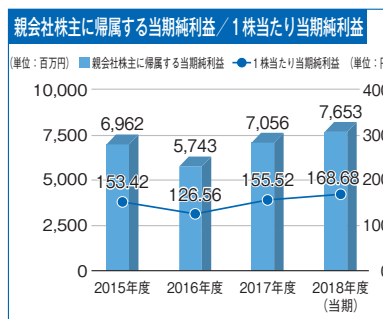
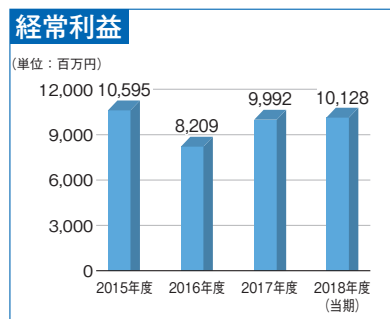
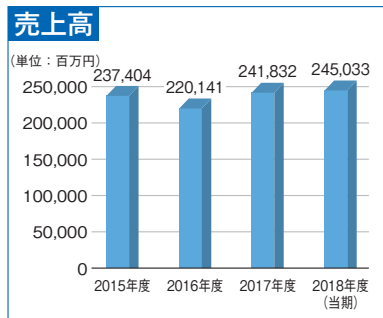
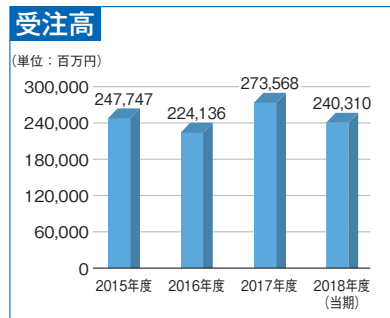
【環境】

「第一次明電環境ビジョン」を掲げ、2030年度までに事業活動に伴う温室効果ガス排出量を30%削減(2017年度比)することを目指しております。また、環境省「企業版2℃目標ネットワーク」に加盟し、事業活動のみならず、製品・サービスによる温室効果ガス排出量の削減にも取り組んでおります。EV用モーター・インバータや真空製品といった環境対応製品の拡販、エネルギー効率向上のためのソリューション創出に注力してまいります。

【働き方改革】

実行計画である「スマートワーク2020」に基づき、RPA活用等による業務改革に注力するとともに、法規制強化に対応する残業時間削減や有給休暇取得推進の制度化を行っております。また、ダイバーシティの実現に向け、育児・介護支援をはじめとする各種施策を展開し、働きやすい環境の整備に努めております。更に、「健康は、何物にも代え難い財産である」という価値観を社内でも共有し、「明電グループ健康経営宣言」を策定しました。従業員の自発的な健康活動に対する積極的な支援などを推進してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移



| 区 分 | 2015年度 第152期 | 2016年度 第153期 | 2017年度 第154期 | 2018年度 第155期 (当期) |
|-----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------------|
| 受 注 高 (百万円) | 247,747 | 224,136 | 273,568 | 240,310 |
| 売 上 高 (百万円) | 237,404 | 220,141 | 241,832 | 245,033 |
| 営 業 利 益 (百万円) | 10,517 | 8,849 | 11,381 | 10,336 |
| 経 常 利 益 (百万円) | 10,595 | 8,209 | 9,992 | 10,128 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円) | 6,962 | 5,743 | 7,056 | 7,653 |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 153.42 | 126.56 | 155.52 | 168.68 |
| 総 資 産 (百万円) | 255,024 | 247,646 | 264,457 | 265,586 |
| 純 資 産 (百万円) | 68,771 | 74,312 | 81,229 | 84,497 |

(注) 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施いたしました。これに伴い、第152期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況 (2019年3月31日現在)

| 会社名 | 資本金 | 当社の 出資比率 | 主要な事業内容 | 所在地 |
|----------------------------|-----------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 株式会社甲府明電舎 | 400百万円 | 100.00% | 各種モータの製造、販売 | 山梨県中央市 |
| 明電プラントシステムズ株式会社 | 400 | 100.00 | 電気及び建設工事の設計・請負 電気機器等の製造・修理・改造 | 東京都品川区 |
| 株式会社エムウインズ | 330 | 100.00 | 風力発電事業に関する業務 | 東京都品川区 |
| 明電商事株式会社 | 300 | 100.00 | 電気機器、電子機器等の販売 | 東京都品川区 |
| 明電興産株式会社 | 100 | 100.00 | 物品・物資の販売、保険代理業 | 東京都品川区 |
| 株式会社明電O & M | 100 | 100.00 | 電気設備・機械器具・装置の製造・販売、賃貸借、設置、電気配線工事及び保守点検サービス、改造、修理に関するメンテナンス、事業活動の戦略立案、統括管理及び教育 | 東京都品川区 |
| MEIDEN SINGAPORE PTE. LTD. | 25,400千シンガポールドル | 100.00 | 変圧器・配電盤・遮断器の製造・販売 | シンガポール |
| THAI MEIDENSHA CO., LTD. | 30百万タイバーツ | 75.50 | 電気工事、技術コンサルティング | タイ |
| MEIDEN AMERICA, INC. | 21,500千米ドル | 100.00 | ダイナモ製品のシステムエンジニアリング | 米国 |
| 明電舎（杭州）電気系統有限公司 | 19,000千米ドル | 100.00 | モータ・インバータの製造 | 中国 |

(注) 出資比率には、間接所有分を含めて記載しております。

(7) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループは、電気機械器具の製造及び販売、並びに電気設備の保全全般を主要な業務としておりますが、単に従来の製品・サービスを提供するだけでなく、お客様の視点に立ったエンジニ

アリング、運用、維持・管理といった最適なソリューションを提供しております。

事業分野別の主要なシステム、サービス及び製品は次のとおりであります。

| | システム、サービス | 製 品 |
|-------------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 社会インフラ事業分野 | 変電・配電システム、発電システム、エネルギーシステム、電鉄システム、水インフラシステム、上下水道維持管理サービス | 発電機、縮小形変電設備、変圧器、遮断器・開閉装置(スイッチギヤ)、避雷器(アレスタ)、電力変換装置、継電装置、水質計測器、セラミック平膜 |
| 産業システム事業分野 | 産業用コンピュータ・ネットワークシステム、電動力応用システム、動力計測システム、EV駆動システム | 産業用コントローラ、ネットワーク機器、真空コンデンサ、パルス電源、モータ、インバータ、自動車分野向け試験装置(ダイナモメータ)、無人搬送車 |
| 保守・サービス事業分野 | 重電技術サービス、半導体製造装置技術サービス | |
| 不動産事業分野 | ThinkPark Towerを中心とした保有不動産の賃貸事業 | |
| その他の事業分野 | 事業分野を問わない販売、従業員の福利厚生サービス、化成製品の製造・販売等 | |

(8) 主要な営業所及び工場 (2019年3月31日現在)

| | | |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 本 社 | 東京都品川区大崎二丁目1番1号 | |
| 営 業 拠 点 | 五反田事務所 (東京都品川区) 中部支社 (名古屋市) 北海道支店 (札幌市) 北陸支店 (石川県金沢市) 四国支店 (香川県高松市) | 関西支社 (大阪市) 九州支店 (福岡市) 東北支店 (仙台市) 中国支店 (広島市) |
| 製 造 ・ 開 発 拠 点 | 太田事業所 (群馬県太田市) 名古屋事業所 (愛知県清須市) | 沼津事業所 (静岡県沼津市) 総合研究所 (東京都品川区) |
| メンテナンスサービス拠点 | 東日本サービス部 (東京都品川区) 中日本サービス部 (愛知県清須市) | 西日本サービス部 (兵庫県尼崎市) |

(注) 主要な当社の関係会社の所在地は、「(6) 重要な子会社の状況」に記載のとおりです。

(9) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

| 事業分野 | 従業員数 | 前期末比増減 |
|-------------|--------|--------|
| 社会インフラ事業分野 | 4,604名 | 148名増 |
| 産業システム事業分野 | 1,071 | 76名増 |
| 保守・サービス事業分野 | 1,692 | 24名増 |
| 不動産事業分野 | — | — |
| その他の事業分野 | 972 | 30名増 |
| 全社 | 958 | 24名増 |
| 合計 | 9,297 | 302名増 |

(注) 従業員数は就業人員数で記載しております。

(10) 資金調達の状況

当期における資金調達は、主として借入金及びコマーシャル・ペーパーをもって行いました。調達においては、長期・短期のバランスと安定性を考慮し、長期の借入も実施しております。この他、資産圧縮等、資金効率の向上に努めました結果、借入金、コマーシャル・ペーパー及び社債の残高は、前期比5億8千2百万円減の395億2千2百万円となりました。

また、電気自動車用モータ・インバータの量産設備資金を用途とするグリーンボンドの発行準備のため、発行登録を行いました。また、併せて国際基準であるCBI認証を取得しました。

(11) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行 | 15,445百万円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 4,579 |
| 株式会社みずほ銀行 | 2,486 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 1,790 |
| 株式会社常陽銀行 | 1,400 |

2. 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

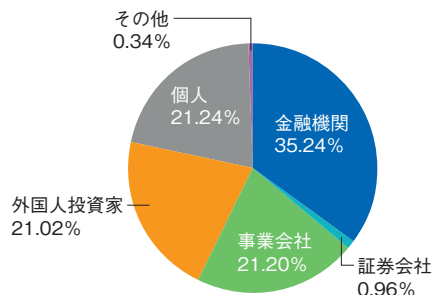
- (1) 発行可能株式総数 115,200,000株
 (2) 発行済株式の総数 45,527,540株
 (自己株式156,040株を含む。)
 (3) 株主数 14,844名
 (4) 大株主

| 株 主 名 | 持株数 | 持株比率 |
|-----------------------------------------------|---------|-------|
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) | 2,704千株 | 5.96% |
| 住友電気工業株式会社 | 2,631 | 5.80 |
| 株式会社三井住友銀行 | 2,241 | 4.94 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 2,222 | 4.90 |
| 日本電気株式会社 | 1,746 | 3.85 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 1,500 | 3.31 |
| 住友生命保険相互会社 | 1,061 | 2.34 |
| 明電舎従業員持株会 | 957 | 2.11 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5) | 772 | 1.70 |
| J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 5 1 | 653 | 1.44 |

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 所有者別株式分布状況

| 区 分 | 持株比率 |
|-------------|--------|
| 金 融 機 関 | 35.24% |
| 証 券 会 社 | 0.96 |
| 事 業 会 社 | 21.20 |
| 外 国 人 投 資 家 | 21.02 |
| 個 人 | 21.24 |
| そ の 他 | 0.34 |
| 合 計 | 100.00 |



(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2018年10月1日付で、当社株式5株を1株とする株式併合を実施するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

| 氏名 | 地位 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|-------|--------------|---------------------------------------------|
| 浜崎 祐司 | 代表取締役 取締役会長 | |
| 三井田 健 | 代表取締役 取締役社長 | |
| 正木 浩三 | 代表取締役 取締役副社長 | IR、インド担当 |
| 町村 忠芳 | 代表取締役 取締役副社長 | システム事業、ICT事業、発電事業、事業開発、情報システム、生産システム、危機管理担当 |
| 倉元 政道 | 代表取締役 取締役副社長 | 技術全般、製品事業、EV事業、電動応用事業、電子機器事業、CSR・環境担当 |
| 大橋 延年 | 取締役兼専務執行役員 | 人事・総務、エンジニアリング事業、コンプライアンス、国内関係会社担当 |
| 竹川 徳雄 | 取締役兼専務執行役員 | 資材、生産担当 |
| 玉木 伸明 | 取締役兼専務執行役員 | 海外事業、変電事業、電鉄事業担当 |
| 竹中 裕之 | 社外取締役 | 住電日立ケーブル株式会社 取締役会長 (社外取締役) |
| 安井 潤司 | 社外取締役 | |
| 伊東 竹虎 | 常任監査役 (常勤) | |
| 加藤 誠治 | 常任監査役 (常勤) | |
| 秦 喜秋 | 社外監査役 | |
| 縄田 満児 | 社外監査役 | 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 常任監査役 |

- (注) 1. 取締役稲村純三、杉井守及び森川哲也の3氏は、2018年6月27日をもって辞任しております。
 2. 監査役田中和之氏は、2018年6月27日をもって辞任しております。
 3. 取締役竹中裕之及び安井潤司の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 4. 監査役秦喜秋及び縄田満児の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 5. 社外監査役秦喜秋氏は、損害保険会社における実務経験及び役員を務めた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 社外監査役縄田満児氏は、金融機関における実務経験及び役員を務めた経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 7. 当社は、竹中裕之、安井潤司、秦喜秋及び縄田満児の4氏を証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分 | 支 給 人 員 | 支 給 額 |
|--------------------|-------------|-------------------------|
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 13名 (2名) | 406,392千円 (12,480千円) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 5名 (2名) | 52,200千円 (8,160千円) |

(注) 取締役の報酬等の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職の状況

| 氏 名 | 兼職先及び兼職の内容 |
|---------|-------------------------------------------|
| 竹 中 裕 之 | 住電日立ケーブル株式会社の取締役会長（社外取締役）を兼任しております。 |
| 縄 田 満 児 | 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社の常任監査役を兼任しております。 |

(注) 当社と住電日立ケーブル株式会社及び三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社との間には、特別な関係はありません。

②主な活動状況

| 氏 名 | 主な活動状況 |
|---------|----------------------------------------------------------------------------|
| 竹 中 裕 之 | 当期開催の取締役会13回すべてに出席し、主に経営者の観点から必要に応じ適宜発言を行っております。 |
| 安 井 潤 司 | 当期開催の取締役会13回すべてに出席し、主に経営者の観点から必要に応じ適宜発言を行っております。 |
| 秦 喜 秋 | 当期開催の取締役会13回すべて及び監査役会6回すべてに出席し、取締役の業務執行の適正を確保する観点から必要に応じ適宜発言を行っております。 |
| 縄 田 満 児 | 当期開催の取締役会13回のうち12回及び監査役会6回のうち5回に出席し、取締役の業務執行の適正を確保する観点から必要に応じ適宜発言を行っております。 |

③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役が700万円又は法令が定める額のいずれか高い額、社外監査役が500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称等 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| | 支 払 額 |
|-------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 83百万円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 83百万円 |

(注) 1. 当社の重要な子会社のうち、MEIDEN SINGAPORE PTE. LTD.、THAI MEIDENSHA CO., LTD.ほか16社は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含みます。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含みます。）の規定によるものに限ります。）を受けております。
 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討の結果、当期の会計監査人の報酬は適切であると判断し同意いたしました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状態にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

このほか、監査役会は、当該会計監査人が監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、2015年5月29日の定時取締役会にて改定決議を行いました。その決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 取締役会は、議論を尽くすに適切な人数とし、かつ社外取締役及び社外監査役が参加することにより、取締役及び執行役員による職務執行に対する監視・監督機能を確保する。
 - ・ 取締役会は、取締役社長から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要な事項につき取締役及び執行役員に、必要に応じて取締役会において報告させる。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役会議事録は取締役会規則に、常務会議事録は常務会規程に従い、各々の事務局が保存及び管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 日常業務遂行に際して生じうる損失の危険に対しては、ライン部門及びスタッフ部門が所管する危険を早期に発見し、必要な是正措置を講ずる。
 - ・ 全社危機管理委員会規程に基づき、大規模事故・災害等に備えた体制を構築する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 執行役員制により「経営の意思決定及び監督機能」と「執行機能」を分離し、代表取締役及び執行役員が効率的な職務執行を行う。
 - ・ 権限委譲された執行役員の業務が適切に執行されることを担保するために、各執行役員は、取締役社長及び常務会構成員に対して、月次報告書を提出する。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 代表取締役又は役付執行役員を委員長として設置するコンプライアンス委員会は、コンプライアンスに基づく企業行動の重要方針を審議・立案するとともに、当該方針を各職場に徹底させるため、コンプライアンス事務局長が属する部門の統括役員が任命したコンプライアンス・マネージャを各職場に配置する。
 - ・ 取締役社長は、コンプライアンス・ホットライン及び社内外の公益通報窓口を活用することにより違法行為や不適切な行為を早期に発見し、適宜顧問弁護士を活用して適切かつ必要な措置を講ぜられるようにする。
- ⑥ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・ 子会社毎に配置した統括役員及び主要な子会社に派遣した非常勤役員が、子会社の業務執行を監督する。
 - ・ 子会社各社においても、各社における業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を策定する。
- ⑦ 監査役の職務を補助する使用人に関する事項
 - ・ 監査役を補助するため、監査役室を設置する。
- ⑧ 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・ 監査役室に所属する使用人は、執行側ではなく、監査役の指揮・監督の下で職務に従事するものとし、監査役は、この使用人の人事権を有する。
- ⑨ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - ・ 監査役は取締役会に出席することにより、常任監査役は常務会にも出席することにより、取締役、執行役員及び使用人から業務の状況につき報告を受ける。
 - ・ 監査役に報告した者に対して、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを行わないこととし、そのための体制を整備する。

- ⑩ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・ 監査役が職務の執行のために請求した費用等については、それが当該監査役の職務の執行のために必要がないことを証明した場合を除き、速やかにかつ適切に処理する。

- ⑪ その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 常任監査役は、社外監査役を含む監査役会における論議を踏まえて、定期的に取締役社長と打ち合わせて、意見・提言などを行うことができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① コンプライアンスに関する取組み

当社では、「コンプライアンス推進規程」に基づき、半期毎に開催される「コンプライアンス委員会」にて審議・立案される方針のもと、法務及び海外管理部門が中心となり、コンプライアンスを推進するとともに、内部監査部門が推進と運用状況及び仕組みの有効性監査を行っております。

2018年度は、海外の関係部門及び海外子会社におけるコンプライアンス強化を目的に、中国の各子会社向けに不正及び商業賄賂防止に関する外部講師によるコンプライアンス研修を実施しました。

また、国内でもハラスメントに関する事項の防止を目的に規程制定や部門別・階層別研修等の教育を行うハラスメント防止委員会を設置するとともに、ハラスメントに関する事項に特化した社内通報窓口及び資材調達先1,700社を対象とする専用窓口を設置しました。

- ② リスクマネジメントに関する取組み

当社では、「全社危機管理委員会規程」に基づき、年1回、「全社危機管理委員会」を開催し、当社及び子会社に起こりうる重大かつ全社横断的リスクを管理する体制及び方針を策定し、それに基づいた活動を行っております。

2018年度は、全社危機管理委員会から、事業継続計画（BCP）に関する活動をBCM委員会へ移行し、直下で全社BCP推進会議及び事業BCP推進会議を開催し、それぞれ具体的な計画の策定を進めました。

また、当社グループの事業継続における基本方針及び平時の維持管理について記載したBCP基本方針書を発行しました。

- ③ 子会社管理に関する取組み

当社では、当社グループ全体の業務執行が適正に行われるよう子会社管理に関する責任と権限を定めるとともに、各子会社からの付議・報告体制整備を目的とし、継続的に改善の取組みを実施しております。

2018年度は、中国4拠点で外部コンサルティングによる第三者を交えた共同監査や、マレーシアの工場施設のリスクサーベイを生産統括本部と共同で実施することで、海外の内部統制機能の強化を図りました。

- ④ 取締役の職務執行に関する取組み

当社では、「取締役会規則」等に基づき開催している取締役会における意思決定機能や監督機能の向上を目的とし、継続的に改善の取組みを実施しております。

2018年度は、従来の報酬委員会に、指名に係る内容を加え、任意の指名・報酬委員会を設置しました。

また、指名・報酬委員会の設置に伴う当該会議に関する事項を取締役会決議事項、また重要な受注・応札案件を報告事項として、それぞれ付議基準に追加する取締役会規則の見直しを行いました。

- ⑤ 監査役監査の実効性向上に関する取組み

当社では、「監査役監査基準」に基づく監査役監査の実効性維持・向上に向けた規程及び体制整備を目的とし、継続的に改善の取組みを実施しております。

2018年度は、海外子会社監査や、内部監査部門との共同での部門長監査等、引き続き幅広く監査役監査を実施しました。

また、常任監査役を設置する子会社と当社で構成される、明電グループ監査役連絡会を開催し、定期的に情報交換を実施しました。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主のみなさまの共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループの企業価値の源泉は、主に、①グループ全体で創業以来培ってきた豊富な技術蓄積と「ものづくり力」、特に、環境対応製品を生み出す技術開発力、②高品質かつ豊富な製品ラインアップと品質保証体制、③お客様ニーズに応じたシステムエンジニアリング力、④充実した保守サービス体制、⑤お客様や、取引先及び従業員との安定的かつ強固な信頼関係の5点に集約することができ、当社グループはこれらを相互に連繫させることにより、安定的な事業活動を展開しております。当社株式の大量取得を行う者が、これらの当社の企業価値の源泉を理解したうえで、それを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針実現に資する特別な取組みの内容の概要

当社グループでは今後も着実に事業を展開していくため、「中期経営計画2020」を推進しております。業績を拡大させつつ、更なる飛躍に向けた『力強いステップ』を踏むフェーズとして、設備や人材への投資を積極的に行ってまいります。

また、当社では2003年6月より執行役員制を導入し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離し、業務執行の迅速化を図り、効率的な経営を進めるとともに、取締役会を重要な戦略的意思決定を行う場として活性化し、その機能強化を図っております。また、現時点における取締役10名のうち2名を社外取締役とすることで、経営の透明性を確保し、取締役会による業務執行に対する監督機能を充実させ、コーポレートガバナンスを強化しております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、2017年5月12日開催の取締役会及び2017年6月28日開催の第153期定時株主総会の各決議に基づき、「当社株式の大量取得行為に関する対応策」(買収防衛策)を更新いたしました(以下、更新後の買収防衛策を「本プラン」といいます。)。本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する当社株式の大量取得を抑制するために、当社株式に対する大量取得が行われる際に、当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案したり、あるいは株主のみなさまがかかる大量取得に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主のみなさまのために交渉を行うこと等を可能とすることを目的としております。

本プランは、当社株式の20%以上を買付しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求め等、上記の目的を実現するために必要な手続を定めております。買収者は、本プランに係る手続が開始された場合には、当社取締役会又は株主総会において本プランを発動しない旨の決議がなされるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

買収者は、買付等の開始又は実行に先立ち、意向表明書及び買付等の内容の検討に必要な所定の情報等を記載した買付説明書を、当社に対して提出していただきます。また、独立委員会は、当社取締役会に対しても、買付等の内容に対する意見、根拠資料、代替案等の情報を提供するように要求することができます。

独立委員会は、当該買付等の内容の検討その他の情報収集や買収者との協議・交渉等を行ったうえで、当該買付等が本プランに定められた手続に従わない場合には当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある場合であって、かつ本プランに定める新株予約権の無償割当てを実施することが相当であるとき等、本プラン所定の発動事由に該当すると判断したときは、当社取締役会に対して、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件及び当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行います（なお、独立委員会は、当該勧告に際して、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができます。）。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします（ただし、当社取締役会は、本プラン所定の場合に、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する株主のみなさまの意思を確認することができるものとし、かかる株主総会が開催された場合には、当社取締役会は、かかる株主総会の決議に従って決議を行うものとします。）。

本プランに従って新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買収者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買収者等以外の株主のみなさまが、1個の新株予約権につき原則として1株の当社株式を取得することから、買収者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、原則として、2017年6月28日開催の第153期定時株主総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとされております。

(4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

当社の「中期経営計画2020」及びコーポレートガバナンスの強化等の各施策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性の原則）を充足しております。また、本プランは、第153期定時株主総会において株主のみなさまの承認を得て更新されており、有効期間が約3年間と定められていること、所定の場合には株主のみなさまの意思を確認させていただくこと、当社の株主総会又は取締役会により本プランを廃止できるとされていること等、株主のみなさまの意思を重視するものとなっております。これらに加え、当社経営陣から独立した弁護士・会計士等の専門家、社外有識者から構成される独立委員会が設置され、本プランの発動等に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家等を利用し助言を受けることができるとされていることにより、その判断の公正さ・客観性が担保されていること等により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではありません。

連結貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|----------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 153,731 |
| 現金及び預金 | 12,687 |
| 受取手形及び売掛金 | 87,453 |
| 電子記録債権 | 6,507 |
| たな卸資産 | 42,649 |
| その他 | 4,556 |
| 貸倒引当金 | △123 |
| 固定資産 | 111,854 |
| 有形固定資産 | 63,330 |
| 建物及び構築物 | 36,878 |
| 機械装置及び運搬具 | 10,389 |
| 土地 | 12,601 |
| 建設仮勘定 | 1,188 |
| その他 | 2,272 |
| 無形固定資産 | 11,208 |
| ソフトウェア | 5,433 |
| のれん | 4,645 |
| その他 | 1,129 |
| 投資その他の資産 | 37,315 |
| 投資有価証券 | 20,149 |
| 長期貸付金 | 30 |
| 繰延税金資産 | 15,129 |
| その他 | 2,044 |
| 貸倒引当金 | △38 |
| 資産合計 | 265,586 |

| 科目 | 金額 |
|--------------------|----------------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | 104,779 |
| 支払手形及び買掛金 | 33,685 |
| 電子記録債務 | 5,046 |
| 短期借入金 | 9,928 |
| 未払金 | 13,490 |
| 未払法人税等 | 1,838 |
| 前受金 | 14,473 |
| 賞与引当金 | 7,124 |
| 製品保証引当金 | 1,422 |
| 受注損失引当金 | 1,106 |
| その他 | 16,664 |
| 固定負債 | 76,308 |
| 社債 | 5,000 |
| 長期借入金 | 24,593 |
| 退職給付に係る負債 | 43,145 |
| 環境対策引当金 | 426 |
| その他 | 3,143 |
| 負債合計 | 181,088 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | 78,472 |
| 資本金 | 17,070 |
| 資本剰余金 | 11,923 |
| 利益剰余金 | 49,665 |
| 自己株式 | △186 |
| その他の包括利益累計額 | 5,247 |
| その他有価証券評価差額金 | 6,973 |
| 繰延ヘッジ損益 | 6 |
| 為替換算調整勘定 | 1,085 |
| 退職給付に係る調整累計額 | △2,817 |
| 非支配株主持分 | 777 |
| 純資産合計 | 84,497 |
| 負債純資産合計 | 265,586 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | |
|-----------------|-------|---------|
| 売上高 | | 245,033 |
| 売上原価 | | 185,027 |
| 売上総利益 | | 60,006 |
| 販売費及び一般管理費 | | 49,669 |
| 営業利益 | | 10,336 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 40 | |
| 受取配当金 | 570 | |
| その他 | 1,070 | 1,681 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 624 | |
| その他 | 1,265 | 1,889 |
| 経常利益 | | 10,128 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 231 | |
| 投資有価証券売却益 | 200 | |
| その他 | 0 | 432 |
| 特別損失 | | |
| 損害賠償金 | 282 | |
| その他 | 6 | 288 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 10,272 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 3,504 | |
| 法人税等調整額 | △679 | 2,824 |
| 当期純利益 | | 7,448 |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 | | △205 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 7,653 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---------------------|--------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 14,365 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △8,074 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △3,101 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 5 |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | 3,195 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 9,236 |
| 合併に伴う現金及び現金同等物の増加額 | 1 |
| 現金及び現金同等物の期末残高 | 12,433 |

（注）記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 |
|-----------------|----------------|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | 106,553 |
| 現金及び預金 | 8,024 |
| 受取手形 | 2,799 |
| 電子記録債権 | 5,119 |
| 売掛金 | 56,771 |
| 製品 | 1,512 |
| 仕掛品 | 25,520 |
| 原材料及び貯蔵品 | 488 |
| その他 | 6,330 |
| 貸倒引当金 | △13 |
| 固定資産 | 114,555 |
| 有形固定資産 | 49,985 |
| 建物 | 31,094 |
| 構築物 | 1,282 |
| 機械及び装置 | 3,707 |
| 車両運搬具 | 60 |
| 工具、器具及び備品 | 1,372 |
| 土地 | 11,512 |
| 建設仮勘定 | 947 |
| その他 | 7 |
| 無形固定資産 | 5,224 |
| ソフトウェア | 4,550 |
| のれん | 603 |
| その他 | 70 |
| 投資その他の資産 | 59,345 |
| 投資有価証券 | 18,529 |
| 関係会社株式 | 23,731 |
| 長期貸付金 | 5,166 |
| 繰延税金資産 | 9,702 |
| その他 | 2,254 |
| 貸倒引当金 | △38 |
| 資産合計 | 221,108 |

| 科目 | 金額 |
|-----------------|----------------|
| 負債の部 | |
| 流動負債 | 87,606 |
| 支払手形 | 1,140 |
| 電子記録債務 | 4,218 |
| 買掛金 | 21,478 |
| 短期借入金 | 3,090 |
| 未払金 | 12,513 |
| 未払法人税等 | 1,194 |
| 前受金 | 10,987 |
| 預り金 | 20,608 |
| 賞与引当金 | 4,196 |
| 製品保証引当金 | 1,132 |
| 受注損失引当金 | 392 |
| その他 | 6,655 |
| 固定負債 | 61,772 |
| 社債 | 5,000 |
| 長期借入金 | 22,860 |
| 退職給付引当金 | 29,958 |
| 環境対策引当金 | 426 |
| その他 | 3,527 |
| 負債合計 | 149,378 |
| 純資産の部 | |
| 株主資本 | 64,911 |
| 資本金 | 17,070 |
| 資本剰余金 | 9,381 |
| 資本準備金 | 5,000 |
| その他資本剰余金 | 4,381 |
| 利益剰余金 | 38,704 |
| 利益準備金 | 3,296 |
| その他利益剰余金 | 35,407 |
| 固定資産圧縮積立金 | 139 |
| 特別償却準備金 | 16 |
| 別途積立金 | 8,263 |
| 繰越利益剰余金 | 26,988 |
| 自己株式 | △244 |
| 評価・換算差額等 | 6,818 |
| その他有価証券評価差額金 | 6,817 |
| 繰延ヘッジ損益 | 0 |
| 純資産合計 | 71,729 |
| 負債純資産合計 | 221,108 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

| 科目 | 金額 | |
|--------------|-------|---------|
| 売上高 | | 167,614 |
| 売上原価 | | 129,319 |
| 売上総利益 | | 38,294 |
| 販売費及び一般管理費 | | 33,243 |
| 営業利益 | | 5,050 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 50 | |
| 受取配当金 | 4,430 | |
| その他 | 1,687 | 6,168 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 234 | |
| その他 | 3,232 | 3,467 |
| 経常利益 | | 7,751 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 216 | |
| 投資有価証券売却益 | 200 | |
| その他 | 0 | 417 |
| 特別損失 | | |
| 損害賠償金 | 200 | |
| その他 | 0 | 200 |
| 税引前当期純利益 | | 7,968 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 610 | |
| 法人税等調整額 | 5 | 615 |
| 当期純利益 | | 7,352 |

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社 明電舎
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 川瀬 洋 人 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川村 敦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社明電舎の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社明電舎及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社 明電舎
取締役会 御中

有限責任 あずさ 監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 川瀬 洋人 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川村 敦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社明電舎の2018年4月1日から2019年3月31日までの第155期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第155期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査計画において監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び執行役員等並びに会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査計画における監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、会計監査人、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」（会社法第362条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項及び第3項）について、取締役及び執行役員等からその構築及び運用の状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている「会社の支配に関する基本方針及び取組み」については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、事業報告に記載されている各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

| | |
|--------------------|---|
| 株式会社 明電舎 監査役会 | |
| 常任監査役 (常勤) 伊 東 竹 虎 | 印 |
| 常任監査役 (常勤) 加 藤 誠 治 | 印 |
| 社外監査役 秦 喜 秋 | 印 |
| 社外監査役 縄 田 満 児 | 印 |

以 上

株主メモ

- 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 基準日 定時株主総会・期末配当 3月31日
中間配当 9月30日
- 定時株主総会 6月
- 公告方法 電子公告
https://www.meidensha.co.jp/ir/ir_08/
- 上場証券取引所 東京・名古屋
- 単元株式数 100株
- 株主名簿管理人及び
特別口座の口座管理機関 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
- 株主名簿管理人
事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
- 郵便物送付先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
- 電話照会先 ☎0120-782-031（フリーダイヤル）

お知らせ

■ ホームページのご案内

当社ホームページでは、当社グループの事業概況や財務情報、CSR活動に関する情報など、当社に関する各種情報を積極的に公開しております。



<https://www.meidensha.co.jp>

明電舎

検索

▶ 株式に関するお届け先及びご照会先について

証券会社に口座を開設されている株主のみなさまは、住所変更等のお届出及びご照会は、口座のある証券会社宛にお願いいたします。

▶ 特別口座株主のみなさまへ

特別口座（証券会社に口座を開設されていない株主のみなさま）についてのご照会及び住所変更等のお届出は、左記の電話照会先をお願いいたします。

なお、特別口座に記録された株式を売却するには、あらかじめ証券会社にご本人の取引口座を開設し、株式の記録を振替える必要がありますので、この機会に証券会社の口座開設もご検討をお願いいたします。

（証券口座の開設については、証券会社にご相談ください。）

特別口座で単元未満株式をお持ちの株主のみなさまは、単元未満株式を当社が買い取る制度もございますので、ご希望がございましたら、左記の電話照会先にお問い合わせください。

▶ 配当金の受領方法について

株券電子化により、すべての銘柄の配当金を一つの金融機関の口座で受領する方法などが可能になりました。この機会に、安全で確実な配当金の口座振込による受領方法のご検討をお願いいたします。

（配当金受領方法の指定については、証券会社にご相談ください。）

株主総会会場（明電舎大崎会館） ご案内図

東京都品川区大崎二丁目 5 番35号



- 交通 JR大崎駅北改札口を出て西口から約400mです。
または、南改札口を出て新西口から約500mです。
(ThinkPark Tower手前のデッキ右手にありますエスカレータ又はエレベータにて1階に下りていただき、ビルの敷地に沿って矢印の方向へお進みください。)
- 駐車場及びバイク・自転車の駐輪場のご用意はございません。
- 受付開始時刻は午前9時となります。

